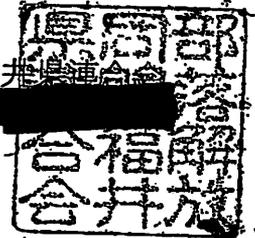




2003年7月11日

福井県知事 西川 一誠 様

部落解放同盟福井県連合会



同和行政についての懇談会の実施について (御依頼)

暑さ厳しい折、貴職におかれましては益々御健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃は、部落差別撤廃に向けご尽力を賜り、深く敬意を表します。
ご承知のように、平成12年12月6日「人権教育及び啓発に関する法律」が公布・施行
されました。また、平成14年3月には人権教育・啓発に関する基本計画が示されました。
そして、現在人権擁護法案が国会で継続審議になっていますが、今だ審議されていません。
これらの法律又は法律案は、多くの方々の部落解放基本法制定要求運動の努力の結果生まれ
ましたものであります。多くの人々が恩恵を受ける法律になってほしいと願っています。
また、昨年3月末には、「地対財特法」の期限が切れました。その後の、部落問題解決に
向けた同和行政の在り方が、国・県ともに問われることになっています。
つきましては、以上の状況を踏まえて、今後、福井県の同和行政・人権行政の推進につい
て十分なる話し合いをお願いしたく存じます。

記

期 日 2003年8月27日 (水) 13:00~16:00

場 所 県立若狭図書学習センター
(小浜市南川町 TEL0770-52-2705)

懇談内容 別紙

2003 年度

同和問題の解決に向けた

福井県に対する要望書

部落解放同盟福井県連合会

15年8月27日

2003年部落問題の解決に向けた福井県に対する要求項目

- 1 人権教育・啓発推進法に基づく国の基本計画を受け
 - 県の「基本計画」策定の予定は（再提出）

- 2 「人権教育のための国連十年」福井県行動計画を改定されたが、
 - 改定の目的
 - 計画の推進状況
 - 市町村の基本計画策定の指導と市町村の機運
 - 行動計画の終了は
 - 第二次「人権教育のための国連十年」を求める声大きい県としての方向は
 - 人権啓発推進のための市町村連絡協議会（首長レベル）をつくってほしい。（再提案）

- 3 人権擁護法（案）（人権救済法案）について国民から抜本修正を求める声大きい、県としての態度を明らかにされたい。（新）
 - 私たちが主に問題している
人権委員会の
 - ① 実効性の問題
 - ② 独立性の問題
 - ③ メディア規制の問題
 - ④ 人権委員会に当事者（被差別者）の担保がない

- 4 県人権条例について（再提出、一部新）
 - 県民への条例の普及・啓発を徹底されたい。
 - 新しく制定した市町村は
 - 市町村への条例制定についての働きかけの現状と課題、今後の指導については

- 5 部落差別について県としての実態調査を実施されたい。（再提出）
 - 実態調査は困難とのことだが、困難点と困難を克服するために努力された点
 - 実態を知らなくて同和行政はできないと思うがそのことについて

- 6 実態調査をもとにした「同和行政基本方針」と「人権行政推進プラン」を明らかにされたい。（再提出）。

7 県人権センターの利用状況と利用内容を明らかにされたい。(13年度提案)

8 [REDACTED] (再提出) としての

- 実態調査の実施を求める。(部落差別実態調査とは別) (新)
- NPO の設立及び活動内容についての指導と助成をされたい。

9 [REDACTED] 事業に関わる造成工事の推進を求める。(再提出)

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答 (部落解放同盟福井県連合会)

H15. 8. 27

要 求 項 目	回 答
<p>2 「人権教育のための国連十年」福井県行動計画を改定されたが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 改定の目的 ○ 計画の推進状況 ○ 市町村の基本計画策定の指導と市町村の機運 ○ 行動計画の終了は ○ 第二次「人権教育のための国連十年」を求める声大きいが県としての方向は ○ 人権啓発推進のための市町村連絡協議会(首長レベル)をつくってほしい。 (再提案) 	<p>同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者等に対する人権侵害は、依然として存在しているとともに、国際化、情報化等の進展による新たに取り組むべき課題も生じていることから、人権問題を県民全体の問題として取り組み、人権尊重の社会づくりを実現するために、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」等を踏まえ、本年2月に本行動計画を改定した。</p> <p>本年4月に施行した人権尊重の社会づくり条例に基づき、人権施策推進審議会を明日28日に設置する。</p> <p>また、本条例の制定を機に、さらに人権尊重意識の高揚を図るため、国と共催の全国人権啓発フェスティバルを10月4日・5日、若狭路博2003の中で開催する。</p> <p>なお、人権各分野の施策については、関係各課で着実に進めていくこととしている。</p> <p>今後、行動計画の推進状況については、人権施策推進審議会に報告するとともに、県のホームページ等で広く県民に対して公表することとしている。</p> <p>行動計画の策定については、市長会議、町村長会議を通じて働きかけるとともに、「市町村人権・同和問題啓発主管課長会議」でも要請を行っている。</p> <p>今後もあらゆる機会を通じて、市町村の取り組みを積極的に指導・支援することで、機運を盛り上げていきたい。</p> <p>「人権教育のための国連10年」は平成7年から平成16年までとなっているが、県の行動計画は、国の基本計画を踏まえ平成15年2月に改定している。今後とも本行動計画により、積極的に人権教育・啓発を推進していきたい。</p> <p>平成11年11月、人権啓発を連携・協力して行うことを目的に、県内の国、県、市町村等、人権啓発活動を行う機関で構成する「福井県人権啓発活動ネットワーク協議会」が設置されている。</p> <p>県としては、この協議会と連携を密にしながら、人権啓発に積極的に取り組んでいきたい。</p> <p>また、「市町村人権・同和問題啓発主管課長会議」を開催し、県と市町村との意志疎通を密にし、人権施策の効果的な推進に努めている。</p> <p>さらに、人権啓発の重要事項については、市長会議、町村長会議で働きかけることとしている。</p>

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答 (部落解放同盟福井県連合会)

H15. 8. 27

要 求 項 目	回 答
<p>1 人権教育・啓発推進法に基づく国の基本計画を受け</p> <p>○ 県の「基本計画」策定の予定は (再提出)</p>	<p>平成11年11月に本県の人権行政の指針である「人権教育のための国連10年」福井県行動計画を策定しているが、平成14年3月に策定された国の「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえ、本年2月に本行動計画を改定した。</p> <p>本行動計画は、人権教育・啓発推進法第5条で定められた地方公共団体の責務である人権教育および人権啓発に関する施策を推進するための基本的な計画として位置付けている。</p>

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答 (部落解放同盟福井県連合会)

H15. 8. 27

要 求 項 目	回 答
<p>3 人権擁護法 (案) (人権救済法案) について国民から抜本修正を求める声が大きいが、県としての態度を明らかにされたい。(新)</p> <p>○ 私たちが主に問題にしている人権委員会の</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実効性の問題 ② 独立性の問題 ③ メディア規制の問題 ④ 人権委員会に当事者 (被差別者) の担保がない 	<p>人権救済制度の確立は人権問題の解決に重要なことから、人権侵害による被害者を実効的に救済するための制度を早急に確立するよう、全国知事会において要請している。</p> <p>人権擁護法案については、現在、国会で継続審議となっているが、「人権委員会」の実効性、独立性やメディア規制の問題等についていろいろな意見が出ていることから、今後、国会において学識経験者やメディア団体等様々な方面から意見を十分に聴いて、慎重に審議していただきたいと考えている。</p>

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答 (部落解放同盟福井県連合会)

H15.8.27

要 求 項 目	回 答
<p>4 県人権条例について (再提出、一部新)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民への条例の普及・啓発を徹底されたい。 ○ 新しく制定した市町村は ○ 市町村への条例制定についての働きかけの現状と課題、今後の指導については 	<p>人権尊重の社会づくり条例を普及・啓発するため、パンフレットを作成し、全市町村に対して公民館、市町村庁舎、小中学校等に配布を依頼するとともに、高等学校、人権関係機関等様々な機関にも配布している。また、人権センターに条例紹介のパネルを展示するとともに、様々な機会を通じて条例の普及・啓発に努めている。</p> <p>今後も人権啓発フェスティバル等を通じて、積極的に県民に対して条例の普及・啓発に努めていきたい。</p> <p>現在のところ、新しく条例を制定した市町村はないが、市長会議、町村長会議を通じて働きかけるとともに、「市町村人権・同和問題啓発主管課長会議」でも要請を行っている。</p> <p>今後もあらゆる機会を通じて、市町村に対して積極的に指導・支援していきたい。</p>

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答 (部落解放同盟福井県連合会)

15. 8. 27

要 求 項 目	回 答
<p>5 部落差別について県としての実態調査を実施されたい。(再提出)</p> <p>○実態調査は困難とのことだが、困難点と困難を克服するために努力された点</p> <p>○実態を知らなくて同和行政はできないと思うがそのことについて</p>	<p>困難点は、「多くの関係市町および運動団体は個々人のプライバシーに関わる調査の実施に消極的または否定的な考えを持っていること」であり、県としての実態調査の実施はなお困難な状況の中で、高浜町が実態調査を行うこととしており、県としてはこれに対して支援を行ってまいりたい。また、この取組みを各市町および関係団体に伝えたところであり、今後とも、協議を重ねてまいりたい。</p> <p>県としては、今なお、同和問題は重大な社会問題であると認識しており、今後も、関係市町および関係団体の意見を聞きながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握のもと、真摯に取り組んでまいりたい。</p>

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答 (部落解放同盟福井県連合会)

15. 8. 27

要 求 項 目	回 答
<p>6 実態調査をもとにした「同和行政基本方針」と「人権行政推進プラン」を明らかにされたい。(再提出)</p>	<p>県としての実態調査の実施は、関係市町および関係団体にはさまざまな考えのあることから困難であり、実態調査を基にした同和行政基本方針を作成することは難しい現状である。県としては、今後とも、関係市町や関係団体の意見を聞く中で、地域の状況や事業の必要性の的確な把握のもと同和行政を推進してまいりたい。</p> <p>なお、同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発については、本年改定した「人権教育のための国連10年」福井県行動計画に基づき、引き続き取り組んでまいりたい。</p>

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答（部落解放同盟福井県連合会）

H15. 8. 27

要 求 項 目	回 答
<p>7 県人権センターの利用状況と利用内容を明らかにされたい。 (13年度提案)</p>	<p>福井県人権センターは、平成13年3月に開所しており、人権相談員を3名配置し、人権意識の普及啓発、人権研修、人権相談、情報提供等を行っている。 開所から現在までで約4,000名、平成14年度だけでは約1,200名の利用があり、主に人権相談や県内外からの視察、相談員の研修等で利用されている。</p>

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答 (部落解放同盟福井県連合会)

15. 8. 27

要 求 項 目	回 答
<p>8 [redacted] (再提出) としての ○ 実態調査の実施を求める。(部 落差別実態調査とは別) (新)</p> <p>○ NPOの設立及び活動内容につ いての指導と助成をされたい。</p>	<p>県としては、[redacted] における事業をよりいっそう活性化させるため、[redacted] 地域住民に対するニ ズ調査を [redacted] 実施するよう、市町および福井県 [redacted] 協議会に指導・助言してまいりたい。</p> <p>NPOの設立及び活動内容については、設立手続き等について情報提供を行うなどの支援をしてまいり たい。</p>

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答 (部落解放同盟福井県連合会)

15. 8. 27

要求項目

回 答

9 [redacted] に関わる
造成工事の推進を求める。

[redacted] については、[redacted] 計画を踏まえて、県の事業 [redacted] 推進してまいりたい。
事業内容としては、切土工、道路工、駐車場、芝生広場、公園の造成を予定しており、事業完成は平成17年度を見込んでいる。

年次計画案

	H15年度	H16年度	H17年度
切土工	←	→	
道路工 (公園区域内県道)		←	→
駐車場			←
芝生広場		←	→
公園造成			←

部落解放同盟との懇談会記録（平成15年度）

日時 平成15年8月27日（水） 13:00～15:30

場所 福井県若狭図書学習センター 講堂

出席者 【部落解放同盟】

福井県連合会

他

中央本部

【福井県】（37名）

梅田福祉環境部長、川波嶺南振興局長ほか（別紙出席者名簿のとおり）

4名（オブザーバーとして）

（進行：

部落解放同盟福井県連あいさつ

（冒頭部分はテープ記録なし）18年経った現在でも、部落解放基本法という法律そのものは制定されていませんけれども、皆さんご存知のように、教育の啓発に関する推進を進める法律とか、そういう、まあ、あの人権教育国連10年とか、そういう国際的な条約、そういうものが制定されて、我々が取組んだ部落解放基本法の願いというのは徐々にかなえられております。まあ、われわれが一番大事にしておるのは、やっぱり人権擁護法、これの制定を目指して取組んでおるわけですけれども、現在は目の目をみておりません。まあ前進はしておるわけですけれども、もう一歩というところで、昨年度の156通常国会ですか、そこでも継続審議、先に参議院で審議しておりますので、参議院が専決をして法案を取り扱っておるわけですけれども、参議院で1回も審議もなしに継続審議ということに現在なっておるわけです。だから、そういうものについて皆さん自身が真剣に考えていただいて、こういう法律が1日も早く制定できるように、この法律というのは同和問題を解決するだけの法律ではないわけです。全ての差別を受けている人達を救済し、ほして、そういう差別をなくする法律なんです。だから勘違いをして、人権擁護法案は部落の人達の救済に関わる問題やいう大きな勘違いをしておられる方、間違った考え方をしておられる方が、人が、いまだに多いように思うんです。だからそういうことを、これから、きょうの交渉で明らかにしていきたいと思うんですけれども、県の方はどういうふうに考えておられるのか。まあそういうことを思います。そういうことから、きょうのこの、先ほど副委員長が司会の中で交渉言いました。県の立場は懇談会というふうになっておるわけです。これはどちらでも結構ですけれども、我々が要求していることを少しでもご理解いただいて、前進していただく、していくよう努力していただくことをお願いして、私のあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。

司会

どうも、ありがとうございました。では、県代表として、梅田福祉環境部長さん、お願いしま

す。

県側あいさつ（梅田福祉環境部長）

私、先の県の6月1日付けの人事異動によりまして福祉環境部長を拝命いたしました梅田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

部落解放同盟の福井県連合会の皆様方におかれましては、日ごろから、県の同和行政の推進につきまして、何かと御指導、御助言、また御協力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます次第でございます。また、本日は連合会の方から[REDACTED]、[REDACTED]、そして[REDACTED]をはじめ多くの方々が御出席されております。さらには中央本部から、[REDACTED]下執行委員の皆様方もお越しいただきまして、こうして懇談の場を持つことが出来たことを感謝申し上げます。

申し上げるまでもなく、この同和問題につきましては、わが国固有の人権問題でございまして、憲法に保障されております基本的人権の侵害にかかる極めて重大な問題でございます。そうしたことから昭和44年の同和対策事業特別措置法、これの施行以来ですね、今、[REDACTED]さんの話にございましたように、これまで33年の間、様々なハード、ソフトの特別対策事業に取り組んできたわけでございます。まあ、一定の成果が上がったといったことからですね、国においては、いわゆる地対財特特別措置法の法期限でございます昨年の3月をもって、ハード等の特別対策事業は一応終了するということになりまして、今後、一般対策事業として、所要の施策を講じて行くことと、こういうことになったわけですがございますけれども、今ほどお話がございましたように、確かにハード面においては一定の改善が見られるというところでございますけれども、いまだに不当な差別、あるいは人権侵害にかかる事象が発生するという、その根本は、まさに心の教育と言いますか、そういったところがまだ残っているというところでございます。そういう意味におきまして県におきましても、国の考え方、そして、市町村と一体となりましてですね、より幅広い人権教育・啓発、教育ですね、こういうものを進めて行く必要があると思っております。また、さらには、それぞれの地域における実情に即したですね、適切、的確な施策の推進といったことも、これからますます重要になろうというふうに考えております。そのためには、市町村の意見、あるいは関係の皆様方の御意見をいろんな機会を通じてお聞きするということが、非常に重要でございまして、そういう意味から、本日こうして直接皆様方と私どもと意見交換をさせていただくといったことは、非常に有意義なことだろうと、そして重要なことであろうというふうに認識しております。この後、先にご提示いただきました要求書と言いますか、指摘に対しまして、県の考え方につきまして、ご回答させていただきます。こうしたことを通じまして、実の有る意見交換をさせていただき、これからも本県における同和行政を、さらに充実したものにしていければというふうに認識しております。

いずれにしても、本日のこの懇談会が実りあるものとなるようにお祈り申し上げまして、誠に簡単ではございますけれども、県を代表いたしましたのごあいさつと代えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会

どうもありがとうございました。それでは、解放同盟中央本部の[REDACTED]願ひします。

中央本部あいさつ

ご苦労さまです。日ごろ、同和行政、そして人権行政にご尽力をいただいている福井県の皆様には、心から敬意を表したいと思えます。私は、まあ、久しぶりといいますか、かつて福井県が、今、名称が変わりましたが、全同協の会長県になられた時に、そのころにいろいろと我々の中央の要求も含めて、私はたまたま出身ですので、何度か寄せていただきました。その節は大変お世話になり、ありがとうございました。

さて、今、福井のからもあいさつがありましたように、部落問題、同和、特別対策は昨年で終了しました。しかし私達は、これ、あの間違っはいかんのですね。部落解放基本法を、今から18年前に提起した時に、もう私達の本当の目的は事業ではない、部落解放。しかし、いろんなその33年間といいますか、いろんな対策、なかなか差別がなくなるんじゃないか、というところから、もうすでに亡くなりました当時のですね、もう新たな法律は求めない、ことを宣言した。そういう中から、私たちは国民の皆さんとですね、どうしたら、この先ほど挨拶の中でもありましたように、我が国の固有の人権問題、どんなふうにしたらなくなるのかということ、多くの国民の皆さんに訴えました。そして、その結果が、4つの軸にあたる部落解放基本法の運動になりました。それを、要求の炎と言いますか、私たちの、その提起した多くの国民の皆さんが賛同して、中央実行委員会を作ってですね、部落解放同盟はもちろんのことですが、学者や労働組合や宗教者や、そして企業の皆さんもそれに賛同してですね、一説によりますと、この実行委員会に参加された皆さんが、末端までですね、あの、このことを、この意識が入るとですね、国民の約7割を組織したことになる。これだけ大きな国民運動になった。しかし、なかなか人権というテーマはですね、国も含めてですね、なかなか私たちの、国民の願うようには動かない。それだけに、余計、私たちが頑張りますが、行政の皆さんもですね、冒頭に、部落問題は憲法に保障された基本的人権の問題だということですね。我々のそうした動きを積極的に推進してもらわなければならん。これは、願いは共通のものだというふうに、私たちは信ずる。したがって、そういう中で、えー地元の、まあ、いろんな地域によっては、いろんな考え方や要求の仕方がありますが、どうか、そういう意味でハードは終わったらソフトはどうなる。そして、ソフトとか、また、ハードにおける実態的差別もまた惹起しているのではないかというふうに思えます。そういう意味では、私たちはそうした部落解放の視点から、そしてあらゆる人権をですね、のテーマに広げてですね、国民と一緒に頑張っていきたいというふうに思っていますので、ひとつ一層のご尽力をお願いをしたいと思います。

冒頭、私は全同対の話をさせてもらいましたが、その後、まあ、全国人権同和行政促進協議会という名称に変更をされて、鋭意、これから同じようなテーマで頑張ってくださいわけですが、そういうことになりますと全国の同和対策の会長さんまでなられた県ですから、したがって、そこらのことをですね、あの先ほどあいさつにありましたように、人権擁護法案、特に救済法のご回答は、いささか寂しい思いをいたします。全同対の統一的な見解は、実効性のあるということ、もう既に国に求めているわけですから、あの福井県の皆様もそれに賛同されているわけですから、そっからみると、ちょっとニュアンスが違ってくるというふうに思えます。後ほど、個別の事案も含めていろいろと話し合いをさせていただきます、より一層、我々の願いが福井県行政に積極的に推進されることを願って冒頭のあいさつとさせていただきます。今日はご苦労様です。

司会

6 実態調査をもとにした「同和行政基本方針」と「人権行政推進プラン」を明らかにされたい。

(中西地域福祉課長が回答読み上げ)

7 県人権センターの利用状況と利用内容を明らかにされたい。

(石川県民生活部企画幹が回答読み上げ)

8 [REDACTED]としての

○実態調査の実施を求める(部落差別実態調査とは別)

○NPOの設立及び活動内容についての指導と助成をされたい。

(中西地域福祉課長が回答読み上げ)

9 [REDACTED]事業に関わる造成工事の進捗を求める。

(川波嶺南振興局長が回答読み上げ)

各要求に対する回答について質疑応答

1 人権教育・啓発推進法に基づく国の基本計画を受け

○県の「基本計画」策定の予定は

大変、ご苦労さんです。えー、最初の切り出しとして、私が2点ほど質問させていただきますが、あの、毎年同じ要求項目が上がっておるんですが、最初の1番目のね、人権教育・啓発推進法に基づく国の基本計画を受けてる。こういうことについてですね、回答は、まあ、国連10年のこれをベースとしてやっていくんだと、こうおっしゃるんですね。私はまあ、それは当然大事であるし、またその国連10年の内容と人権教育啓発の推進を求めていく内容というのは大きく共通した部分がありますから、それはそれでいいと思うんですけども、しかし、国連10年というのはあくまで国連10年であって、来年度で一応終わるということですか。そうすると、この国連10年という名称で、ずーっとこのやっていくこともちょっとおかしいんじゃないかと思うし、やはりこの際ですね、やはり人権教育・啓発推進法に基づいた、やはり基本計画に基づいて、そして各自治体での行動計画を、まあ、整理された方がいいんじゃないかと思うしね。その点、どうですか。

畑中男女参画・県民活動課長

ここに書かしていただいたとおりですね、あの、この国連10年福井県行動計画を我々は基本計画という位置付けで回答させていただきました。ただ、今ご指摘のように来年の末で国連10年は切れてしまうわけですね。それでどうするんかということもあろうかと思うんですけども、まあ、あの、そうですね、この国連10年が、第二次がどうなるんかということも当然あるかと思いますが、あの、もう二次がないということは、我々、ないと思っているんですけども、その時はこの名称をどうするんかということもまた、考えていきたいというふうに思っております。あの、今はあくまでも国連10年福井県行動計画というふうになってございますので、その名称のことは、いっぺん考えていく必要はあるかなと思っております。

いやそれで、だから来年度から、その、切られていくわけですから、二次があるかないか、それはわからんわな。来年度で一応、国としても終わりですから、そうするとさあ、これで終わったからさあ、もうそれでやらないというんじゃあないわけですね。それを基にした、今言う、さっき言った人権教育・啓発推進法が出来たんやから、それはやっぱり法律ですから、これはやっぱり地方自治体がやらなきゃならんことですわね。義務と責任があるわけですから、そういう観点から考えていくと、やはり来年度あたりからね、きちんと整備していくという姿勢がやっぱりほしいわけですね。内容としてはそんなに大きく変わるわけじゃないと思うんで、やはりその、法律に則った方向に修正される部分あるかと思うし、やはり基本的には、国連10年のその内容を踏襲されたらいいわけですけども、やはり、そういった10年というんじゃなしに、やはり、きちっと法律に基づいたものに整備されたらいいと、まあこういうふうに思うんですよ。で、その辺のメドはどうなるんかなと。来年から考えますという話でなしに、今年から考えてやらなきゃならんと思ってるんでね。

畑中男女参画・県民活動課長

まああの、国の場合はですね、法務省の所管として、この人権の教育・啓発に関する法律で、国の場合は基本計画策定が義務付けられておりますので、法務省の所管としてこの基本計画を策定したというふうに思っているわけですが。我々はね、この人権10年の行動計画をそういう基本計画というふうに位置づけさせていただきまして、改定をさせていただいたところでございます。

だから、内容は僕は異存がないと思う。内容は。ただ、名称がこれからどういうふうになるんかということと、その推進法との関連をきちっと整備してほしいということや。だから来年度、仮に、もしですよ、来年から推進法に基づいて、今までの10年の行動計画をそのまま当て込んでいって、それで整備していくよと言うんなら、それで、私も理解できるんですね。

畑中男女参画・県民活動課長

我々、決して、国連10年来年で切れるからここでやめてしまつてということは、決して思つてはおりませんので。

まあ、そういう整備をきちっとしてほしいなと思うことですね。

2 「人権教育のための国連10年」福井県行動計画を改定されたが、

○改定の目的 ○計画の推進状況 ○市町村の基本計画策定の指導と市町村の機運 ○行動計画の終了は ○第二次「人権教育のための国連10年」を求める声大きいが県としての方向は ○人権啓発推進のための市町村連絡協議会（首長レベル）をつくってほしい。

それからあの2点目はね、これ関連、今、同じような話になるんですけども、あの一、まあ、特にまあ国の人権教育・啓発推進に関する基本方針が出来たから、それに基づいて改定されていると思うんですね。それは当然しなければならんと思うんですよ。そこでね、私一番この中で重要なのは、要するに市町村が、ね、どういうふうに、その、今までの人権、国連人権教育の10年の、基づいて、ほんとに取り組んできたかどうかということが、非常に疑問ですわ。確かに県は、それに基づいて行動計画を作られて頑張ってきたと、まあ、言われるで、まあ、それはわかります。しかし、これは県がやる範囲というのは、あくまで限定されてしまうんで限界があると思うんですね。やっぱりこの人権問題の啓発啓蒙というのは、各所属全部、町民、村民含めて理解していくものですから、やはり各自治体の市町村が、どう取り組んでいくかということが大きなポイントになるし、またそうでなかったら、これはなんの意味もならないと思うんで、それは各市町村がどんな取組みをしたいとか、ね、またこれからどういう取組みがあるのか、ひとつそのへん教えてほしいな。

畑中男女参画・県民活動課長

実はですね、今年の6月に県の機構改革がありまして、あの男女共同参画の部門と人権の部門が一緒になりまして、今の私の課になったわけでございます。実は去年は、私は男女共同参画室長でございました。で、その時にですね、この男女共同参画につきましては、去年の3月に基本計画を作りまして、あの、去年の秋に条例を作りまして。で、ちょうど人権のですね、約半年から1年ほど先行しているわけですね、私は男女共同の室長としまして、その、県の男女共同の計画と条例を持ちましてですね、各市町村長さんをお願いをしてきました。計画づくりをぜひお願いいたしますということで。その結果、今現在、県下35市町村のうち8割の市町村で男女共同参画の計画を作っていただきました。で、私この新しいこの課に来まして思いますのはですね、男女共同というのはあくまで人権の一部門ですね、女性の人権、で、もちろんこの人権全体が同和問題を含めた人権全体が非常に大事でですね、これを根本であると考えておりまして、私は、この同じような手法で市町村長さんなんか働きかけをしましてですね、この人権の方も県がね、計画も改定しましたし、条例も作りまして。あの実は先般、7月9日の日には町村長さんに直接訴えをしました。それから今月の29日には市長会がありますので、その時にも私、働きかけたいと思っています。で、この男女共同参画の経験を踏まえまして、同じ手法でですね、もっとも根本で大事な人権条例をですね、あるいは計画をぜひ作ってもらいたいということで、私働きかけていきたいなというふうに考えておりますのでよろしくお願ひします。

はい。それでね、あの一、たとえばですね、福井県は確かに頑張っておられるけども、35市町村の、まあ、頑張っておられるところもありますよ。しかし、多くは、この人権問題についての施策というのはほとんどないんじゃないかと、私はまあ独断ですけども思うんですよ。それは

ずっと歩いてみてわかるんですけれども。だから、例えばですね、我々は部落解放基本法なり、また、人権条例をね、また人権宣言を各市町村にぜひひとつ制定してほしいということは、再三、まあ、お願いもし、陳情書に出してきたわけですから。しかし、いっこうにそういう前進がない。今言う条例にしたって、まだ、 めて4ついったかな。その程度ですね。というのは、結局、福井県内の各自治体というのは人権問題については、とにかくあまり触れたくない、かかわりたくない、そういう体質がやっぱり出ていると私は思うんですね。そこでですね、その人権教育の国連10年の、これは国連の、要するに、まあ、推薦している、国もこの行動計画を作っているわけですから、これはすんなりと各自治体は受け入れてくれたらと、こういう期待をしているわけです。頭から同和問題だと言うとなかなか拒否反応を起こす。だから、国連のその人権教育10年なら、すんなりと聞いてくれるかなと思ったけど、なかなかそれは難しい、現実には。というのはね、やっぱりそれだけ各市町村は人権問題に関心が非常に薄いと。だから、今あなたがおっしゃったように、各自治体に申し出た時に、男女共同参画はやりますというのは<不明>、これは<<不明>>やらにゃいかんのや、これは。それについては解るけどな、後のことはあまり熱心でないというんではどうにもならん。今、あなたがおっしゃるように男女共同参画は、一部の、ね、全体の人権問題は<不明> そうすると、各市町村で、どんだけ、その一、国連人権、その一、ね、取組んできてきたかという、全く私はその辺がはっきり見えてこない。見えてこないとは<不明>と思うんでね。その辺をもっと、あの、指導してとか助言をしていかないと、もっと強力でですね、なかなかこれは、あの、県下でやることには限界がある。ちょうど全体を見て、全体の仕組みをね、きちんと整備していかなと難しいと思うんですね。まあ時間も次もありますから、ちょっとまた後で申し上げますけども。

もう1点だけ、あの一番下のね、人権啓発推進のための市町村の連絡協議会。これ、毎年出してるんだけど。な、4回目になるかな。これも、まあ、あの、今、福井県の、あー、福井県人権啓発活動ネットワークが出来ているから、それを代替にしているという話になるわな。だけどこれはあくまで、どこが主管かちょっとわからんのやけども、ね、これは全体のイベントとか、そういうものが中心になっていくんじゃないかと思うんやわ。だけど私が言うのは、やっぱり本当に各自治体が本当に人権問題を考えていくということ、各自治体の中でほんとにそれを取り組んでいくと、いうことを示す、行動していくためにはね、やっぱり35市町村の、やはり各市町村長がね、メンバーになるというぐらいの組織を作って、そのテーブルの中でしっかり話ししない限りはね、これはなかなか進歩しないよ。だから30年間ずっとやってきたって、君らかつて30年間頑張ってきたよ。だのに現在の状況はこうなんやからな。だから、その辺の発想転換をしても、やっぱりもっと強力な組織を作っていけない限り、なかなか、あの、各自治体は動かないんじゃないかな。と、危惧を起こす。これは、あの、一つ前進する方向で取組んで欲しいなと思うんです。ちょっと聞くけどこのネットワークの主管はどこや。どこが主管や。事務局。

畑中男女参画・県民活動課長

人権啓発活動ネットワークの事務局、これは法務省が事務局をもっています。

そやる。だから法務省さんは法務省さんの立場でやられるんや。全体を、ま、見ていくと、やっぱり、いろんなイベントとかそういうものを中心にしてやられるし、ま、パンフレットとかね、そういうものが主体の方が多いわな。私の言うのは、各自治体がほんとに自分とこの人権行政は

こうやるんやという、そういうものをやっていかないかん。そうした時に、今、このネットワーク、そういう組織でやれるか言うとなかなか難しいなあ。やっぱり県が、そして各自治体が、主体的に取り組む中での組織を作らんとなかなか難しい。前向きの〈不明〉出してほしいな。

畑中男女参画・県民活動課長

この問題につきましては、今、おっしゃいましたように、おっしゃられましたように、何回も出していただいて、我々の回答も同じなんですし、この事務局も法務省ですけども、あの35市町村が会員になっておりますし、まあ我々この中でもやっていきたいと思うんですが、先ほどのね、男女共同のあの手法で、私、直接、市町村長さんに働きかけてですね、あの一、ぜひ計画作りとか条例作りを進めていきたいというふうに考えております。

このネットワークがやね、その前から我々はやな、全市町村の首長レベルのな、あのメンバーの組織を作れというのは、その前からや。それを、あとから、こう言うから、こういう組織を作ります言う。それにあんたらは乗ってしまったんや。乗ったってかまわんよ。それで我々の考えている趣旨が実行できるんかねいうと、そうはならないんじゃないかな。だから福井県でこれから人権啓発推進が重要やと思ったら、もう少しやね、行政が主体になった組織を作ってやらん限り、それは難しいわね。それは確かに主管課長会議で話しているんやと。市町会でも話をしているんやと。それは出てきてます。しかしそれだけでは、話が話だけや。取組んで行く土台を作らんかぎりやな、これは前に進まないと思はるよ。まあ一、ほんでひとつ、これから前向きにやっていかなあかん時代やわな。もう少し前向きの組織を作っていった方が、あなた達の為にもいいですよ。もっと、今、人権啓発の取組みは進んでいると思はるよ。〈不明〉

司会

中央本部の方から何か意見ありませんか。

あのね国連人権、国連人権教育の10年行動計画は、これは何故これが生まれたかということなんです。この国連人権計画の10年、ある日突然〈不明〉 そうでないんですね。これはですね、21世紀は人権の世紀だと。この中で国連ではですね、その人権の世紀とするためにはどうしたらいいんかということを見た時に、世界が戦争まみれ。第一次と第二次世界大戦の反省をしても、なおかつまだ戦争が続いている。21世紀は人権の世紀ってということだと。スタートしたら戦争が始まった。こういう、この戦争の原因はどこにあるかということをとらえてですね、そしてこの人権宣言は、あの国連で、それはやはり国民一人ひとり、人類一人ひとりが、人間が一人ひとりが人権の尊さを、国家の名を挙げてやるべきだということなんです。特に、これはね、権力者の人権侵犯、権力者の人権侵犯が一番その戦争を惹起する。ここに目を向けたのがこの国連人権教育の10年なんです。ここを押さえないとですね。だからその権力者の教育をするということになると、これは、やはり福井県、やれ一ったって、これは無理ですよ。ですから内閣総理大臣が本部長になって、これを積極的に推進するんだと、こういうことなんです。ですから、行動計画、じゃあ警察官の教育をやっていますか。国連人権教育の精神に基づいて、警察官や行政の皆さんも、行政っていう権力ですね。裁判所の裁判官、これは、ま、福井県の及ばないところ

ろかもわかりません。警察官は福井県の職員ですがね。こういうその人権、ややもすると人権侵犯、権力の名の基で犯すというところをです。きちっと押さえないと続きませんよ。それは取りあえず10年やろうということですが、もう10年切れかかって、推進計画、行動計画を組まれるわけですから、あと10年、多分、あと10年延長するだろっていうふうに、あの、先ほど期待を込めて言われてますが、やっぱり、そういう延長してほしいっていう努力もしてもらいたい。もう、ここらです、権力ね、権力の差別がですね、力を持つてる所管の差別は深刻な事態を招き、それが戦争に繋がると。この精神を忘れたら、こんなん作ったって意味ないですよ。どうですか。その上に立って、 言ってるような回答してやってください。本当は、あんなグジグジ何回も出さんでいいようになるんだけどね。

畑中男女参画・県民活動課長

あの、県のね、国連10年行動計画の中にも、そういう権力を持った消防職員とか、警察職員なんかの人権教育も項目として上げさせていただいておりますし、あの国連10年がね延長するというのを期待、当然、されなきゃならんというふうに思っておりますし。あの先ほど、ちょっとお話しいただきました、あの全同協っていうんですかね、関係、関係都道府県で構成する、あれで国へ要望した時もですね、そういうふうな回答を貰っておりますので、我々期待もしております。

その上に立って、 質問を<不明> その心が入ってない気がするんですよ。私、聞いてまして。

畑中男女参画・県民活動課長

あの、市長村長レベルの会議ということですね。

法務省の連絡会議は1年に1回か2年に1回でね、あの、法務省がこう予算組んでこうやりましたから啓発の連絡会くらいのもんですよ、<不明> お互いの35市町村の行政レベルでいろんな人権侵犯があつて、これを調整、あの連絡して、困った事はこれどうしたらいいだろう。隣の高浜町になんとか力を貸してくださいとか、ね、これはあの、その行政区単位でサービスを置けるわけじゃないんですから、人権侵犯は、<不明> あっち行ったりこっち行ったりするわけ、あっちやこっちの35市町村が、もう皆さんで出てくるわけですから、また、他県から出てきたりですね。ですからそれはね、やっぱりそういうものを惹起した時に、どうしたらこれらに対応できるんか言うたらね、ちゃんと連絡だけでは出来ませんよ。だから協議会を作つてですね、行政は行政レベルで、地方自治体のレベルでやったらどうですか。それを言っているんですよ。法務省が所管です、法務省の連絡待ちだったらね、前へ進みませんよ。そこを言ってる。実態に即した執行といいますかね。それを言っているんですよ。

だから両方あつたらいいんじゃないかな。法務局の方も。ねえ、一方、行政が、行政の、今、 うようにな。行政の執行するということは大事ですから、各省の中でどんだ

けの人権行政をやる、ね、それは大事なんだから、各自治体の中でいろんな取組みをしていく、そのことをやな、ために、やはり連絡協議会を作って、情報交換、そして、やっぱりあの一、お互いに学習するのも大事やし、前向き、前向きのやっぱり取組みをしよう思うとやな、やっぱり各市町村の取組みをお互いに研修しおうて、そして、情報交換しながら、また現実もやっぱ踏まえながらやらんとできませんよ。だから何も難しくないんや。あなたら各市町村のやな、あの一市長、首長をメンバーにしているんな協議会を作っておるん沢山あるやないか。そうでしょう。なんか期成同盟会をするたびにダーツと並んで来とるな。な一、近敦線の問題にしたって、JRのその小浜線の電化の問題かって、みな期成同盟会を作って、中に全部市町村が、村長が市長がみな入っとんや。今までやってきとるんや。それは簡単に作っておきながら、これは何でできないんや。な一も難しいことないじゃあない。金かってそんなに要るわけじゃないし、その辺が気に入らんわ。何か、その人権問題になってくると前に進めないというのはやな、まあ福井県の体質そのものを表わしてる、本当に。

あんまり難しいことじゃない。

まま、時間、とりあえずね。

司会

あの一、時間が、

あの一、やっぱり実行性という意味じゃね難しいことはない。それともう一つね、これ人権、あの一、人権施策推進審議会の明日設立すると言いましたが、これは同盟にも相談されているわけですか。

畑中男女参画・県民活動課長

これは、あの一、県のですね、県が作りましたあの人権の条例に基づきます審議会でございます。

いろんな審議会がありますわね、これは県が推薦をして、その場合、あの一、どんなメンバーですか。

畑中男女参画・県民活動課長

委員になっていただいています。県下の、

だから連絡は同盟に、当然、委員になつとるということは知ってるんですね。

畑中男女参画・県民活動課長

全メンバーですか。

わかっているわけですね。

いやあのね、これについては、1、2番については僕、関わりがあるさかいに、僕は、あの質問せんいうことで、ま、あの、で、僕は上向いて唾吐いたら自分に降りかかってくることになりかねないわけです。僕が、あの、言いたいのは、条例なんかはね、人権教育国連10年の福井県行動計画はあと1年で、あの無くなってしまうと、まあ今の話のように続けていくということならそれでいいんですけども、今年中に各市町村、やらなんたら、ほんまに全然やる気ありませんわな。だからそこを努力していただかんとかんのです。あの福井県は今おっしゃるように継続をしていくゆうことになっても、各市町村に、まあ特に県の方が言われるんは、我々には、各市町村は独立した自治体やからなかなか指導までは出来んいう話をされることがよくあるんです。前は指導するいう話やったんですけど、だんだんその独立性を尊重せんならんで指導しにくくなった。そしたら今年指導して、その一そういうことをやっていただかんとかね、ま、人権教育国連10年がなくなったら、おそらくもう指導するいう機関もないし、だから今年、一生懸命やっていただかんとかんと思うんですね。で、まあ僕、あの自分委員になっておってね、質問すると具合悪いもんで、あのちょっと遠慮しとったんですけども。

畑中男女参画・県民活動課長

あの、ね、今、地方分権の時代で、県の条例にもですね市町村の責務を書けない時代なんですけれども、先ほど申しあげましたように、あの男女共同参画の例をですね、とりまして、もっと大事な人権ということで、あの確かに国連10年福井県行動計画ですが、これは決して10年ではないんですよ、まさに基本計画なんですよと、これからも続けていくんですよということで、市長村長にですね、ぜひ働きかけて、少しでもそういう作っていただく市町村が出てくるように、男女共同の例に倣って努力したいと考えています。

それでね、あの男女共同参画社会の、あの、議会の8割でそういう条例が出来たかどうか知りませんが、非常に、

あの一言申し上げておくがね、今、あの問題点として、あの、出し、そして、その当会のその委員として自分は言いにくいし、こうだってそこまで言わしたら駄目やで、あんた。正直に言うけど。そうでなしにね、善処をして今日来ているのは皆さん県のね、お立場、要職についている人がみな来てるんや。関係をしてるんやみんな。いわゆる西川県政の中で一番、同和問題、人権問題に関わりのある部の責任者、いわゆる、あの、企画幹というのは全部皆の次長や。次長級の。部長を補佐する一番中心的な方々や。それと今、福祉環境部長も知事代理としてお見えになっている。そして若狭の振興局、これは部長級のお方や、振興局長或いは部長

さん方もみんな来ているんや。関係してるんだから、課長、君がね主管のところのあれとしてやっているのは分かるけれども、明確に答えられない行政の立場に今あるんだよ。納得いくような質問を [] し、 [] し、みんながこう質問提起をしてるんや、あの問題提起をしてるんや。そこで的確に納得の行く回答はしてやらないかんのやで。しなければいけない責任があるんですよ、あなたには。ですけれども、それが出来ない場合、まだ納得してないんだから。なぜですか、法務省がどうや、あんたんとこの委員会はどうだ、というようなことを、ここで、そこまでの論議をする必要ないんですよ。ただ納得のいく方向を的確にあなた方が質問しているけれども、こういうことなんですよ、と。そのことが答えられなくて納得が出来ないということやったら、これは問題を保留して最善の努力をする責任があるんだ、君に、わかるか。関係の皆さんがお見えになってるんやからね、県の、あの一、お立場の方々も。ですからそこで合議をすとか協議をすとかして、そして、あとで後ほどお答えしますということでもいいんちがうんか。この問題だけで、きょうここで時間をかけてね、答えられればいいって。答えられへんのに行ったり来たりして、しまいには [] が委員会に出てるんじゃないかとかいうようなことを言うてやな、そこで君、問題を横へサイドへ、同盟の方へ転嫁しようとするのか、それとも部落解放同盟をなめてかかって、いいか、分裂、分解をさすような方向に、方向性をもっていくのか。そういうことになるぞ。そうでなしに、いっぺん合議をしてもらうか、十分、部長さんも来てるんや。福祉環境部長も振興局長もお見えになっているんや。だから県の中でね、協議をしてもらって、そして後日、納得のいくような回答をしてあげてくださいよ。する責任があるんですよ。お互いに話し合いをしてるんやから。そして同じ問題を再起提起して、この問題をね、本来から言うたら、もうお答えとしては精度の高い理解できるような回答をしてくれないかん。どうですか。それも出来ない言うんなら君の立場も問題があるね。

[]
あの一ちよっと…

[]
あの一部長からでもお答え<不明> そうじゃないのか。

梅田福祉環境部長

[] ご指摘のとおりだと思います。直接的には県民生活部の男女参画・県民活動課のほうで所管してはありますが、福祉環境部長は県の窓口の取りまとめという役割がございますので、今の御意見等についてですね私なりのあの申し述べさせていただきますと、まさに、あの一、先ほど [] っしゃったように、国連10年の行動計画この基本、どこにあるのかということでございます。要するに人権というものを21世紀には大事にしようということでございます。そして私、常々思っておりますのは、えー、人権侵害あるいはそういった誹謗、中傷なんというのは、人の心の解らない、理解出来ないところに大きな問題が伴うので、そういったことも含めて、あの市町村をきっちりと理解して行きますように、そして活動していただくようにですね、あの引き続きですね、しっかり働きかけをさせてもらいたい。こういうふうに考えておりますので。はい。よろしく申し上げます。

ちょっといいですか、あの一、え一、要求1の件に戻るかも解りませんが、はっきりさせておきたいんです。あの一、確かに人権教育のための国連10年、これはま一、来年で終わりです。行動計画はですね、そういう意味では終わるわけですよ。国の、それから県の。そういうことですね。ところが私どもが要求1で要求していますのは、人権教育啓発推進法に基づく国の基本計画。つまり、はっきり言えば、あの一、人権教育のための国連10年は関係はありますけど、ものは違うんです。《テープ交換》 そのための基本計画、これを作れというふうにこちら側は要求しているんです。回答はですね。あの一、その国連10年の行動、福井県の行動計画をですね、本年2月に改定をしたと、その国連10年の行動計画を改定をしていただくということについては、こちらは異論はないわけです。充実をさせていただくことについては異論はない。けれども、その改定したやつが、即、人権教育啓発推進法に基づく基本計画に、これはならないでしょう。いうように思っているんですが、これはあの一、男女参画課長に答えてもらうんですか。

畑中男女参画・県民活動課長

あの一、国の法律に基づきますですね基本計画は、あの一、ま、国に義務づけられているわけですが、ま一あの一我々には何も義務付けられていないわけです。

ですから私どもが要請しているわけです。うん、法律では地方には義務付けていないけれども、しかし、作る方がいいと、こういうことです。

畑中男女参画・県民活動課長

私たちはですね、あの一国連10年の福井県行動計画をさらに充実させて、あの一、国の基本計画をも踏まえて、あの一、こういう改定をしたと。だから名前は福井県行動計画の改訂版となっていますけれども、我々はこれが基本計画だと。

わかりました。基本計画だというふうな位置付けをしていただいていると。こういうことですね。だとすれば、あと1年で切れるわけです。ね、二次の国連10年が、国連で定められるかどうかはまだ定かではない。しかし、その精神を活かして、今後、福井県としてはですね、それこそ基本計画という形でそれを実施をして行くと、こういう約束は出来るってことですね。取りあえずは。

畑中男女参画・県民活動課長

え一、そうです。

ええ、今日もう時間もありませんしね、あくまで基本計画を作れっていう形で、突っ張った交渉はするつもりはない。ただし、今、県としての基本姿勢だけはやっぱり聞いておかなければならんというように思うんです。さて、その、え一人権教育のための国連10年の県内行動計画はお作りをいただいた、え一何年経つんですかね、福井県では。3年ほどですか、4年ですか。

畑中男女参画・県民活動課長

11年に、

ですからね、4年足らずですね。それで、えー県内の市町村、これ当然作らなければいけないんですが、1つも出来ていなんでしょうか。市町村は、

畑中男女参画・県民活動課長

一つも、

他の市町村も出来て、行動計画が出きているところはあるんですか。

畑中男女参画・県民活動課長

ありません。

ないですね。そのことについて、県としてどう理解をされるかということです。県は当然、市町村に対して、それを強力に指導してですね、こななければならなかったわけです。ね、そこに、あの一、不充分さがあった。これは認めていただけるわけですね。ほんで課長自身も、今度の市長会とかですか、でですね、男女の問題に関わっては8割方ですか7割方、そういう条例が出来たんだと。しかし、人権一般に関わっての問題についてはまだだから、強力に働きかけたい、前向きな発言をしていただいている。これは非常に嬉しいわけです。ですけれども、それを知事であるとか、副知事であるとか、今日代表して来ていただいている部長を含めてですよ、県としてそういう方向で市町村にですよ、その市町村の、えー国連10年の、その、えー、ごめんなさい、えー、人権のですね。あの一、基本計画ですね、それを作る、国連10年、あ、国連10年ですか。えー、を作る、作らせるという働きかけをする、ということなんですか。今頃になって。

畑中男女参画・県民活動課長

まあ、今ごろになってと言われるとあれなんですけど。

ごめんなさい人権条例。条例、私ちょっと混乱しました。

畑中男女参画・県民活動課長

私は、私は県の条例、県の計画はですね、国連10年の改定版になっていますが、これは国連10年の改定版というよりも、まさに基本計画なんですよということを説明してですね、市町村にも基本計画の策定を、まー遅れ馳せながらというか、これは私の個人的なあれですが、男女共同の例に倣ってですね、積極的に働きかけをして行きたいと考えています。

ですから、あの一もう後1年しかないわけですから、各市町村にはですね、本来であれば国連10年の行動計画は出来ておってしかるべしだけれども、今、現実ないから、とにもかくにもじやあ基本計画を作ってもらおうと、こういう方向ですか。

畑中男女参画・県民活動課長

まあ、そういうふうに考えています。

県は作らないんだけど、そういう名前のもは作らないんだけど、市町村には基本計画を作ってもらおうと。

畑中男女参画・県民活動課長

まあ、県のこれが基本計画、これが基本計画なんですよということを説明しないとですね、国連10年の、

それは解るけど、それを、その説明される市町村の側に立つと混乱しますよ、それは。

畑中男女参画・県民活動課長

まあその辺はしっかり、

働きかけてもらうというのはいいんですよ、その積極的な姿勢は。それとあと1つ、人権条例だって一つも出来てないでしょう。市町村に。

畑中男女参画・県民活動課長

それはまだできてない。

でしょう。これも作ってもらわないといけませんですね。これ議会の議決が必要なんですからね。議員にも賛成してもらわなくちゃならない。当然、あの市町村、県民にもですよ、理解をそれなりにしてもらおう段取り、根回しをしないと。て、いうことです。基本的には、福井県としては、県ではそれなりの格好ついてるし、こういう形で皆さん出てきていただいているけれど、やっぱり市町村までですね、根付いた形には、未だなっていないということを、きちんと、この一、あらためて総括してもらわないとですね、部長、いけないんじゃないですか。どうですか、条例にしろ行動計画にしろ。

梅田福祉環境部長

あの、まさに県で、県内全域の行政が出来るわけじゃございません。市町村がきちっと一体となってやっていくことが大事だと思っておりますので。もちろん、また、きょうの懇談も、ご意見い

ろいろ踏まえまして、前向きにいろいろと取組みをさせていただくということを検討させていただきたいと思います。

司会

わかりました。えーと、1番、2番に対しては、これ、もっと、ちょっとした回答を、

1番、2番やろ。

司会

1番、2番、言いました。

部長、わしの最初で最後のやな、その質問や、要するに、えー、連絡協議会が、これをやな、やっぱり検討するいうぐらいの前進はしてほしい。のー。頭から要らん言うんやったら、作らん理由を今、ずーっとやってもらわないかん。

いえいえ、検討するちゆうてんね。それ課長な、あなたが部長に言わす以前に、主管の課長として言わないかんのや。部長やら皆聞いてんのや。関係の人らも。ですから今、が言うように、検討しますと、前向きに検討するように、あのいっぺん合議しますと。それでいいんとちゃうんか。そのぐらいの答えは出さないかんで。

司会

えーと、今、言ってますように、検討するということで次に移って行かんと、時間が。また、次の県対交渉、もう1回やらなあかんですわ、9月に。そやさかい、この席上で、検討します、やりますという回答だけを出してください。いかがですか。

畑中男女参画・県民活動課長

はい、あの、各市町村長に関わることでございますので、また努力してあの、あの協議会出来るように協議させていただきます。

それはあの一、その私が先ほど言ったことは、来年、県内の市町村の最低1つぐらいはね、人權条例ができてますよとか、ね、基本計画が出来てますよと、いう報告をいただけるようにしてもらわんといけませんよ。部長、よろしいですか。

司会

では、わかりましたという回答で、次に移らせていただきます。次に3番、4番ありませんか。

3 人権擁護法案（人権救済法案）について国民から抜本修正を求める声大きい、県としての態度を明らかにされたい。

○私たちが主に問題にしている

人権委員会の

①実行性の問題 ②独立性の問題 ③メディア規制の問題 ④人権委員会に当事者（被差別者）の担保がない

4 県人権条例について

○県民への条例の普及・啓発を徹底されたい

○新しく制定した市町村は

○市町村への条例制定についての働きかけの現状と課題、今後の指導については

これはね、3番のこの問題については、あの、これは、えー、これ全国的な広がりをもった問題ですので、まあ中央本部からもお話があるかと思う、あると思うんですけど、当然あると思うんですけども、この人権擁護法案については、この一、えー、文書には、その文字には出ていないんですけども、人権救済法いう、差別を受けている人を救済するという法律なんです。だから、あの一、全ての、同和問題だけで、同和地区の人たちもその一部には入るけれども、あらゆる差別を受けている人達を救済していこう。これは、あの一今までは、えー、こういうような差別はされっぱなしやった。それを歯止めをかけて、差別をしないようにする。それと同時に、差別されている人を救済していくという法律なわけです。で、これはね、回答の中に全国知事会において要請している。まー、人任せになつとるということなんです。これはね一、今日、参加しておられるとかがとかが、知事さん自らこれを国に対して要請しとるわけです。ところが福井県の場合は、非常に消極的で、まー、あの知事会に任せておる。知事会が要請、えー、しておるというような事がここに書いてあるわけですけども、もっと積極的に、えー、全ての差別を受けている人達を救済する。また、そういう差別をなくするために努力するという意味から、福井県知事が自らこういう国に対して要請をされたら、これはもう悪いことをするわけやないんです。と、救ういうことを、法案に、えー、法律として制定して行って欲しいという我々は要求なんです。

ここに書いてある、実効性やとか独立性やとか、これはあの、えー、これはあの去年、名古屋刑務所で起きた、えー暴力事件によって、刑務官の暴力事件によって、この刑務所に収監されている人が死に追いやられる。これも内部からの告発でわかってきたわけです、だからね、法務省が握っておって、法務、刑務官も法務省の職員なわけです。だからあの一、警察官が、やっている警察官が、あー、庇い合うようにして、あの一、本部長が他の人達、人がやった交通違反やとか、いろいろなことを庇いあつて揉み消してしまう。そういうような延長線上にこの、こういうものも出来てくるんやないかと。だから、そういうことのないようにするためには、やっぱり独立性やとか、独立性というのは、あの一、結局、うー、法務省やなしに、もっと幅広い、省、例えば、内閣府でいうようなところでしたらどうか。まーそういうたくさんの意見があるわけです。また、あの独立性いう、うー、えー、一部の部署でそれを握ってしまうんやなしに、独立をさせた、これはパリ原則いうところ、うー、そういう独立性を守るというようなところがあるらしいですけども、そういうことで、独立をした人権委員会いうところで、他のところから干渉を受けない、支配を受けないというところで、その人権救済制度を、あー作って行こうと、まあそういう

ことを我々は要求しとるわけです。まあ、あのーこれについては、あのー、中央本部の方が主体的に、我々指導を受けてる立場にあるんで、

えーとね、具体的に言いますとね。あのー、まあ先ほど、パリ原則って言いましたが、それはまあ項目大筋において、今、言ったように実効性と独立性という、特に国家からの完全なる独立して、そして国民の人権をどう守って行くかと。これは、わが国もね、このパリで行われた、そのー、その約束事にはわが国も賛同している。賛同して、さあー世界が、世界の各国が人権委員会を作ろうということやってきているわけですね。出てきたものが、あのー我々はこれ必要でないとは言っていないよ。この間も、あのー7月に政府与党の人権問題懇話会と解放同盟とで話し合いをした時。我々はこの法律はある日突然出てきたとちやうと。18年間の部落解放基本法の運動によって出てきたと。そして、人権教育啓発法が出来て、いよいよ、人権擁護法案の中の規制救済。^{*}この部分が5年以内で作るんだという、法律で出来とるわけですから。それもく不明> 出てきたわけですね。ところが出てきたのは、今、言ったように実効性といったですね、あのーこれは、えー部長ね、昨年の、2002年の日本弁護士会の人権侵犯事案ですけど、人権侵犯事案10万件ある。これ日本弁護士会ですよ。その10万件の人権侵犯を救済するというのにねえ、わずか中央で1箇所、しかも5人、専従は2人、3人は、後の3人はく不明>、これで10万件どうやってさばけるんですか。だから私達はこれでは駄目だと、これ実効性が伴わない。それでね、福井の県民が、部長ね、人権侵犯を、あのー救ってくれと、あんたんとこに言ってきたとすると。あーそれは東京へ行きなさいと。これが実効性が可能ですか。しかも10万人の人間が行ったらですね、10万件二人でどうやってさばけるんですか。だから実質、絵に描いたボタモチじゃあないかと。もちろん、中央の実行委員会も必要ですよ。私達、必要でないって言ってない。したがって実効性ということでは、少なくとも、生活圏域、各県に1つぐらいは作るべきでないかというのが私達の主張ですね。それで、そのことを国民の皆さんにずっと訴えてきて、それはそうだなと。だから日弁連はですね、そうだと行って、我々の意見に、あのー賛同して今、言ったような数字も具体的に表わしながら、アピールしてくださっているわけです。ましてマスメディアなんて論外ですよ。これは審議会の審議にも何にもならなかった。ある日突然、バカアって出たものですよ。ですから人権、あの救済にマスメディアを規制するなんてのは、まず論外の問題ですよ。いうところで、これも政府がね、あのー、まあいろいろグジャグジャ言いましたけれど、最終的には、もうこれは凍結しよう。マスメディア規制はですね。こういうふうに。だから、あのーそのことをですね、パリ原則、パリ原則ちゅうのは、そういう約束事を世界で、わが国もね、約束したんです。でも実効性やですね、実効性が伴う。だから名古屋刑務所の問題もね、あれは155国会、160ー、156、155はもう審議1度もない。156国会では、2回、あの法務委員会、参議院の先議ですから、2回やって、それで、そうやってやってもく不明> 我々今の話は名古屋刑務所前から言っているんですよ。たまたま名古屋刑務所が惹起したんですよ、く不明> でね。あれはね深刻なんです。私はく不明> ですから言いますが、あれは刑務所の受刑者が人権侵犯で苦しいと、だから名古屋弁護士会に救済を求めたんです。調査に来て善処して欲しいと。そうしたら刑務官がけしからんと殺しちやった。殺したんですよ。それを先ほどく不明> が言うように、それを法務省が全部仲間ですから、刑務所内で殺人事件をく不明> キャツキャと握り潰してく不明>。こんな所管に、本当に国民がですね信頼して救済して欲しいと言えますか。ちなみに、あの、これ控えておいてください。私は、私達は、やっぱり

そうかということで、国際、国際調査権を発動して名古屋刑務所を調べてもらいました。ついでに全国の刑務所を調べ、全国の刑務所、過去10年間どうなってるんかということ調べたらですね。刑務所で過去10年間に、えーと、1、596人死んでいるんですよ。1、596人、そのうちの484人はですね司法が立件しておる。おかしな死に方だから、要するに日常茶飯に殺されているんですよ。刑務所の中ですよ。我々はそういう評価をした。もう一つは、その内の68人、596人のうちの68人が、今度はね、司法解剖、司法が484人立件して、なおかつ司法解剖までしているんですよ。それを今まで法務省がさらしましたか。みんな握り潰した。仲間で殺し合って、殺しとるわけですから。もう、わかったわかった。この名古屋刑務所が惹起したために表に出てきたわけですよ。ですから、なお一層ですね、私達が言うていることを、亡くなった方には残念なことです、これ考え違いをしてもらっては困りますよー。日本は法治国家です。刑務所で殺していうことを国民は約束してません。刑務所は、罪に、労役によって、あの一、収監され、そして罪をきれいにしてくるねん。再生する所でしょう、刑務所。殺してもいいところでないでしょう。これ、履き違えてはだめ。悪いことをやるだけやっただから殺されてもしいわなという、ね。この考えを持ったらとんでもない人権侵犯ですよ。いう、そんなところにね、今の人権擁護法案の救済はできない、いうところを私達は主張してる。ですから何とかですね、世界に通用する日本、特にアジアにおける日本という国は、ね、重要な存在ですよ。我々もそういう誇りを持つわけ。重要な存在だからこそ、世界に誇る人権救済法を作るべきですよ。隣の韓国にしてもですね、素晴らしい法律出来てますよ。オーストラリアにしてもですね、ですからアジアネットワークを作るとですね、恐らく人権委員会、この法律がもし不幸にして通ったら、入れません。パリ原則から逸脱している法律ですからということで、日本国は入れないです。入れなかったら重要な日本のアジアの存在からいったら、アジアの地域からね、これはアジアの国民のみなさん、アジアの諸国のみなさんにとんでもない迷惑をかかるといのは、私達はそれを憂えているんですね。ですから重要な法案だということは政府と我々と意見は一致しているんです。ですから抜本修正して、1日も早く、あの、世界に通用する法律を作ってほしい。こういうところですから。ひとつ福井県のみなさんもね、このことをきっちり押さえた上で、冒頭、私がいさつの中で触れた中央の実行委員会で、色んな集会をやってますが、そこに代表者がおそらく、あの、出てくれていると思いますが、その我々の訴えを押さえたなら、この回答にはならないと思うんですけどね。それで冒頭、ちょっと嫌味な、嫌味のようなふうに聞こえたかもわかりませんが、あいさつの中で<不明>

あの一、要するに抜本的修正を県と行政として国に要望されたい。そのことだけですよ。ね。それだけひとつ前向きに取り組んで欲しい。こういうことです。

畑中男女参画・県民活動課長

あの一、まあ人権委員会がですね、今の案では法務省の外局としてあれなんですよ。これでもやっぱりパリ原則に違反する、まあ一あの我々としましては全国知事会の要望がね、もっともなんというか、まあ個別の知事の要望もあると、幾つかあるということも私ども承知はしてはおりますが、全国知事会で今年もやりました中には、実効性のある人権救済制度ということで要望させてもらっておりますし。今、まさにあのここに回答にあるようにですね、あの一、今、国会でも議論になっているということで、我々としてもここに書いてあるとおり慎重に審議していただ

きたいという思いで。あの。

基本的には、全国知事会で言っておるように、えー抜本的修正について、県としても一応賛成ということはあるな。そういう気持ちやな。

畑中男女参画・県民活動課長

まあ抜本的修正と言いますか、実効性のある。必ず実効性のある、

だから、だからそれはわかったから、あとは、福井県独自で要望書を出すということだけですね。福井県独自で一、出していただくということや。中身はちっとも変わらんやろけど。そんでよろしいな。

その県独自で出していただくゆうことでよろしいか。あのねー、これはあのー、えー知事さんが、たくさん、あの、出しておられるんですね。今言いましたように、ここに来ておられる府県の知事さん、みな出しておられるんです。独自に。福井県も、あのー、遅れておるとこだけ、あのー、全国に、この歩調を合わせるということやなしに、進んでいるところに歩調を合わせていただきたいと思うんですね。よろしいですか、それで。

石川県民生活部企画幹

今ほど課長が申しあげましたように、まあー、その人権救済制度にかかる国への要請は全国的なことですので、これ連携してやるのが有効であると、効果的であるということから全国知事会等で、まー、あの、制度をですね早急に、各県要請していったらとございますけど。今、ご指摘のありました福井県だけの独自の要望書については、持ち帰りまして検討させていただきまして、あの確かに、あの、単独で悪いということはございませんので、十分検討しまして考えさせていただきます。

司会

どうもありがとうございました。

14:30<休憩10分間>

5 部落差別について県としての実態調査を実施されたい。

○実態調査は困難とのことだが、困難と困難を克服するために努力された点

○実態調査を知らなくて同和行政はできないと思うがそのことについて

司会

言ったらすぐに回答をお願いします。イエスかノーかということをお願いしたいと思います。

：それでは、あのう、えー、再開させていただきたいんですけども、ま、今、司会の方から言いましたように、予定の時刻よりも早く終わりたいと思いますので、的確に手短かに回答して、我々が再質問、再々質問するようなことのないようにお願いしたいと思うんです。それでは、4番の県人権条例についてというく「4番、もういいんじゃないですか」という声あり>

4番、終わったんですな。5番。

司会

えーっと、5番から。4番、よろしいですね。はい。5番からね。はい、5番。

この要求項目は再提出ということで、他にも何点が再提出がありますが、毎年、要求内容、回答内容がよく似たように思われます。要求内容によっては予算確保で、2、3年かかる問題もあるかと思いますが、この点はそんなに難しいとは思われません。今質問いたしましたのを、即回答は難しいかと思いますが、できるだけ早く、実態調査をするかしないか、二つに一つだと思いますので、次回回答ということでは1年後になりますので、それまで待てませんので、1、2ヶ月、遅くとも年内には支部の方へ文書で回答をお願いしたいと思います。以上です。

今の、支部の、支部やなしにその、部落差別についての実態調査をしてほしいという要望やっただけです。で、この、なぜそういうことになったかという、7番を見ていただくと、回答の中で、開所以来4,000名の相談があったと。来館があったと。14年では1,200件。主に人権相談についての来館やっただということなんです。ほとんど人権相談ということになれば、これ、あの、実態調査をしても、当然、そういう被害者、人権に悩んでいる方を救済することになるんやから、何もあの、問題がないと思うんですけども、非常に困難やということで、僕らも理解しかねるんです。相談は人権相談が多い。そして、調査は困る。ま、そういうことについて、今、ほうの回答、了解得られたらそういうふうにしてほしいと思います。

実態調査をやるかやらんか返事してくれたらいいんや。

中西課長

これにつきましては、先ほども回答申し上げましたんですが、県としての実態調査については、

今なお、困難がございます。ところが、去年の回答以降ですね、いろいろ関係市町、団体ともお話をさせていただきまして、その結果ですね、[]につまましてはですね、実態調査を行っていたというご回答をいただいたところでございます。えー、したがって、[]の実態調査につまましては、当然、県として支援を行わせていただくということを考えておりますし、それ以外の市、町につまましても、えー、今、[]がそういうことでお取り組みいただけるということを伝えまして、意向打診をしているところでございます。えー、ただ、あの、県としての実態調査の呼びかけをを行ったときと同様、そんなに、その今のところはですね、市、町の状況は変わっていないというのが現状でございますが、えー、今後ともですね、調査項目がですね、決まり次第再度、再々度ですね、各市、町にですね働きかけを行ってですね、それぞれの市町でですね、取り組んでいただけるような努力を、話し合いを重ねていきたいというふうに考えておるところでございます。

[] はい。それだけですね、結論から言ったら。で、あのう、きょうね、いみじくも[]、[]の行政から[]みえているんですよ、この場に。オブザーバーというような格好で、ちょっと皆さんの<不明>ですが、[]みえております。それから[]みえております。関係の主管の[]より、そして[]来ております、オブザーバーで、彼らもよく見ておるし、きょうのこの状態を聞いておりますが、今[]おっしゃった実態調査の関係、これは部落差別は何から学び取るか、ね。過去の差別の問題も大事だけれども、歴史的な解明も大事だけれどもね、現実に今日の差別が結婚から就職からすべての面で、その、差別の実態がもちろん、差別の実態を何から学ぶんかということなんですよ。今日の差別は何が差別なんだと。ね、今日的に。何も寝言を言うたり、あるいは勝手に、作為的にこっちがでっち上げて作って申し上げていると違うんですよ。具体的に、実態としてこのような結婚差別がある。そして、進路保障につながる、就職に、現代産業に就職を、県の職員でも現実に[]ね、当該部落の、[]の、あるいは混住をしている、あの、[]混住者が362人、私が<不明>[]やっている時分に調べてもそれだけ居る。ね、あの一般の地域に居る。当該部落の、未解放部落の出身者が。私は実態も全部調べましたけれども。そういう中からね、県庁に、県の君たちのように県に就職をしている、ね、そういう門戸を開いて、あるいは銀行に就職をしている者が何人あるんかということなんです。現実にそれは、経済性の問題、学歴の問題、それらにすべて、そして縁故関係の問題、これらが皆、あの閉ざされている部落差別の実態が就職の門戸を閉ざしている。そういうようなね、今日の差別の実態を、あの、実態調査の中から調べてもらったら、何が不合理で何が矛盾で何が差別かということがわかりますよと。だから、その差別の実態を知るために実態調査をしてくださいよということを同盟から言ってるんです。このことに、同和会のあの、今の、[]ね、皆さんとか、他の地域が難しいんやなんや言うて、難しいような解説、説明を県の方でしているから難しい。僕はあの、あそこの同和会の県連の会長をやっている[]よく知っているけれども、こういうことが大事なんや違うかといったら、そうそ[]大事なことなんですよと皆言うてる。それを県から説明に行った。そして、すると、なぜそういうふうになってくるかということが、僕は、ちょっとわからないのやけどな。で、そこら辺のところの、課長、やっぱり、あの、懇ろに、何回か。これでこう理解ができなったら、こうだああだ言うんやなしに、寝た子を起こすなというような時代とは違うんですよ、と。言わば、このことを何も作為的にでっち上げて、これが部落やということを誇大誇張して言うて

いくんと違いますぞ、と。間違えなさんなよということで説明をしてあげてください。そしたらわかるはずやから。ただ、あの、[]の、[]の実態調査をね、あなたは6月人事で今度担当になったから知らんけれどもな、課長、横に居る同対室長の齊藤君は、齊藤さんはね、前の課長らと一緒に[]の、[]、[]へ行って、[]で、あの、勉強に学習に、私も行ったんですよ。[]になってるけど、[]で、行った。で、[]も一緒に行こうって言われたんで行った。[]と一緒に皆行って、実態を聞いてきたんや。[]あたりの先進地やとは言わさん。[]あたりでは、一所懸命やるところはそうして、皆さん取り組んでいなさる。ね。ですからそういうようなものを学びとって、実態から知るといって言うことで言ってもろて、そして、[]の場合に、そういう実態調査をやらしてもらって、それをまたテコにして、あの、説明をしてあげてください。みな、[]なり、[]りで、[]行って、あるい[]行って、[]も説明してやったらいいんやし。そう言えば皆さん分かるはずですよ。なにも作り上げて、あの、やってくれ言うんと違うんやから。実態のそのままの素直にね、知るゆうことが一番大事なんです。ほんで差別が無いということがあんならば、こういうことで実態の差別がないんですということ、同和の皆さんが諸君が言うても、こういうことは、就職の面ではこういうふうには差別は無いですということが、或いは学歴の面ではこういうことで高校なり大学なり進学をしていると。或いは経済性の問題ではこういうところに何も<不明>差別もないですということがあれば、胸を張って、胸を張ってあなた方が言えなんだらいかん。そういう社会を創ろうということで日本一住み良い、いいですか、思いやりやら労りのある福井県を創ろうと努力して、前の知事の栗田知事が言うて行政の、県政のルールに乗しとるんや。それを踏襲したのが今の西川県政や。それをあんた、あんたの方が歪めていったらだめや。そういうことで、やってください。

中西地域福祉課長

はい分かりました。大変貴重なアドバイスをいただきました。そういうアドバイスを踏まえましてですね、粘り強く各市町にその働きかけをして参りたいというふうに考えておりますので、そういうことでお願いしたいと思います。

[]

すみません。ちょっといいですか？ あの、回答がよくわからないので少しか確認したいんですが、こちらの要望は、県として実態調査をしてくださいということだと思っておりますけど、お話を聞いていると市町村にやってくれとお願いに回っているんやっていうふうには聞こえるんですけど、それは違うんですね。県が主体として、県がやるんやと、県内にある部落の実態、部落問題の実態を調査するために前向きに努力しますよということなんですね。

中西地域福祉課長

えー、あのー、質問の趣旨は、県としての実態調査ということで、言われているのは間違いございませんが、

[]

いやいや、質問の趣旨を聞いているのではない。回答の趣旨を聞いているんですよ。

りなさい、と。な、で、市町村には今、[redacted]ったように、中身はそのとおりやから。あとは、君のところは主体性を持って実態調査をすると。それでなかったら、あかんやないか、あんな。〈不明〉

[redacted]
ちよつと、[redacted]ってや。大事なことはね、あなた方が、今、[redacted]り[redacted]り、あるいは[redacted]り、未解放部落のある集落、その自治体、市町村へね、ここあたりと交渉して難しいということは、課長、あなたが言ってることはわからんこともないけども、それが、どこまでどういうふうに行ったかということ具体的に、具体的に取組みの実態をね、あの、ちよつと披露しなさいよ。そうしたら、皆さんがわかってくれると思うで、え。そういう実体の取組み、全くせんと、県の主体性いうもんがなくて、県行政の主体性の中で取り組むいう姿勢が全くないのか、あるいは、今まであるのか。あちこち。ね。[redacted]しろ、どこにしろですよ。あるんならば、そういうようなのは、こうしてありますよと、こうしてやっているんやけれども、こういうところが阻害する条件になっているし、私たちの力不足があるんだということを率直に、やっぱりその時点で、臭いものに蓋をするような格好で、あの、するんやなしに、もう少し具体性のある、言い方で説明してください。今、本部の方からの指摘も、何や知らんけど、けっこう高いところにとまって横向いてやっていると違うかというようなことになる。そうでなしに、実態があるんなら実態を明らかにされる方がいい。そこで、お互いの学習になる。

中西課長

はい。私も、他の市町について回った状況でございますけれども、一つのところでは、ま、プライバシーに関する質問が入ってくるような調査というのは、なかなか今の時点では難しいという答えが返ってきております。担当の、市の担当課でお話をした状況でございます。それから、

[redacted]
すみません、あの、子どもの使いやないのやから、そんな話、止めときましような。だから、県として、やるんかやらへんかでしよう。やる方向で頑張るといふのならそれでよろしいやんか。その上でプライバシーの問題はどう克服するかが技術的な問題ですやんか。それは言うてくるでしようよ。うちはやれって言うてる。よそはやれへん、やるなって言うてる。だから、県としてはどっちかわかりませんのやという姿勢でしか答えてないでしよう、今。おかしいやないですか。部落問題というのは、まだ深刻な問題やと国も言うてるし県も認めるんやったら、調査してしっかりと問題の所在をはっきりさせましようという姿勢でしよう？そこを認めるんなら、あとは技術的な問題やから頑張ってやってくれたらよろしいやんか。違いますの？

中西課長

えー、お答になるかどうかわかりませんが、えー、県が調査をやるということにしましては、県単独では到底やれるものではございません。担当市、町の協力を得ないと、

[redacted]
だから、

中西課長

よろしいですか、ちょっと答だけお聞きいただきたいと思うのですが、そういうことがございますので、そういうことは、確かにあの、回り道に、あの思われることでもあるかと思えますけれども、そういうところでの理解を得ないですね、なかなかこれは、あの、本当に実態調査をする必要があるならば、やっぱ、そういうことからやっていかないですね、難しいのではないかというのが、あの、私ども、私どもの今現時点での考え方でございますので、その辺のところについてはいろいろご批判もあるかと思えます。しかし、うちの県としては、今、こういうところで、あの、そういう問題を抱えているということでございます。

あのね、えーと、[]はあの、[]体的にやるという話を先ほどされたんですけども、[]に何回か県の方、来ておられるのは、僕ら直接、[]三者で話し合うたことはないけれども、[]から漏れ聞くところによると、[]は主体がやっぱり県でやってほしい。我々は支援する立場や。それが、今の回答は逆なんですわ。[]が主体性を持って県が協力するいう、そういう、なんか主客転倒いうか本末転倒いうか知らんけれども、逆に考えておられるんです。[]にきょう何人も来ておられるんですけども、おそらくそうやと思うんですわ。僕は直接そのことだけ聞いたわけではないけれども、きょう、県の方から来られたの、どういう話やったんやいうて、そしたら、[]でやってほしいと、自分らは協力するさかい言う。何をおかしなことを言うとするんやと。県に我々もやってほしいと。[]はこれに支援をするという立場を、ずーっと言ってきたわけです。ま、そういうことを考えている。

あのー、ちょっと念のために確認しておきますけれども、[]は[]として実態調査をしようというようにお決めになったわけでしょう。そうですね。これは、素晴らしいことですから、それを県が支援していただくことについて、住民としても、それは喜ばしいことです。こう、整理をしておきたいと思うんです。ただし、私どもが要求しているのは、県としての実態調査なんですわ。で、そやったらその調査について言いますと、いろいろな分け方ができますけれども、抽出調査とかね悉皆調査とかね、あつたりしますよね。それで、仮に県がその調査をやるにしてもですよ、市町村に協力を求めてやる場合と、そんなにいちいち断らなくてもですよ、やる場合と、これは双方あるでしょ。あるでしょ。どうですか？ 一般的にいろんな調査があるんですから、いろんな調査が。そうでしょ。いちいち市町村長のですよ、了解を得なければ調査ができないなんていうことになったらね、県としての機能は麻痺するじゃないですか。そうでしょ。で、例えば、あの、えー、そうそう、あの、国勢調査。国勢調査なんかね、それは市町村にいろいろ協力を求めないといけないでしょうけど、あの、もっといろんな調査があるでしょう。だから、市町村とは直接関係なくって県独自にやる調査があるということを確認しておきましょう。ね、そうでしょう？ 違いますか？ いちいち市町村長の許可がなければ県として調査ができないということはないでしょう？ 課長、そうですね。何も今、部落問題の実態調査について言ってるのではないですよ。一般論として言ってるんですよ。

中西課長

そういう調査も、あの、ないことはないでしょうけれども、ほとんどないと思います。

そうでしょう。

中西課長

調査については、市町村を無視にし、あの抜きにして県が入る国が入るということは、これは、ほとんど実態としてはありえないと思います。あの、理論上は、論理上は、そういうことがおっしやられると思いますが。

たとえば、県が、たとえば_____もね、意識調査という最近やった。今、その分析中ですけども。別にそれはね、市町村長の許可を得てやっているわけではないですよ。抽出調査ですから。サンプル5千ほどね、いろんな、その基準によって選んで、それ郵送で調査をしているわけですから。これも県としての調査ですわ。一般的にあるはずじゃないですか、そういうことは。そうでしょう。国勢調査のような大きなもの、あれは悉皆ですから、県全体ですからね。市町村長にもきちんと連絡をして県と協議をしながら調査員をね、決定するということはあるでしょうけれども。そういう性格でないものはいっぱいあるんじゃないですか。ね。その次に確認しておきたいのは、部落問題のいわゆる実態調査というように言っても、大きく分けるとこれまた二つある。意識調査というものもあれば、ね、生活全般のさまざまな調査にわたるいわゆる実態調査というのもあれば、ね、今、福井県連が求めているやつが意識調査なのか、そうではなくて、生活全般の調査なのか、私今、はっきり確認しておりませんが、例えば意識調査でもいいわけです。ね、意識調査なら例えば、5千なら5千、3千でも構わない。サンプルを選んで、県として、きちんと、その、調査の体制さえ作れば、ね、その結果はすぐ出てくるわけです。で、県民の部落に対する差別意識というものがどういうことかということも分かるし、もっと言えば課長が、お隣の課長が、男女共同参画の、ね。女性に対する、女性問題にかかわる県民の意識はどうかとか、調査なさっているでしょう。ね。それを市町村がいちいち許可を貰ってやられるのですか？ ま、それはいいですけど。あの、そういう意識調査なら、これはすぐにできるはずですよ。で、さらにですよ、地区指定を受けているのは、県内いくつでしたかね。

〇〇

もう、なくなってますけどね。受けてたのは_____そういうところも含めて、そういうところの市町村も村長も含めて反対してはるんですか。行政としてそれはできませんというように言うてはるんですか？ そこんとはっきりしてほしい。で、プライバシーというものと性質が違くないですか。無記名の調査なんやから。そうでしょう？ 調査をして、誰それがこんなこと言ってたとかいうようなことが判明をするような、そういう調査やないんじゃないですか。もう

一度答え直してください。

中西課長

今、同盟さんから県に求められている調査というものは、どういう調査だということは、ちょっと、あのー、承っておりませんので、そういう、

ま、こちらの責任もあるやろけどな。

<聴取不能>

そんなこと言うとならどうするんや。我々は、差別をなくするための手立てを講じるためには、どういう調査が必要かは、あんたらが考えなあかんことやないか。

中西課長

ですから、今、考えておるところでございます。実態調査といいますと、

聞いとらんと、そんな馬鹿なことあるか。

中西課長

いやいや、実態調査といいますと、やっぱり、その項目についてですね、

生活実態調査なんだよ。

中西課長

ああ、生活実態調査というものなんですね。

そうそう。

意識調査は前にいっぺんやったじゃないか。意識調査は、2年か3年か前にいっぺんやったんやろ。今度は、部落だけの、ま、いわゆる地区な、その実態を、生活実態含めて、な、その調査してくれというのが、ずーっと話してきたことなんやが。それが今になって分からんなんて、そんなあなた、勉強不足ではあかん。な。それであなた、そんな、県が、県が、な、県全体の部落の実態を知るのが、あんた使命やないかいな。そやろ。[redacted] けを知ったんじや、今、我々が言ってるのは、県が福井県の部落の生活実態がどんな、10年、20年、その経過の中でどう変わってきたかというところを知らなんだらやな、それを今、要望しとるのにやな。今になってそんなこと言うたらあかんわな。何が難しいんや。

今日の事態が何かという、そのことを知らんかって、目隠して、そんなあの、人権問題の、同和問題のって行政のルールでとらまえることはできない。それを申し上げている。

ちょっと、待て。あのね、あのー、あんたらが何もそんな、直接行って仕事するんじゃない。みな市町村に頼んでやるんや。あんたたちはやります、と。そして、各市町村にぜひとも実施してくださいというて依頼するんやからな。中には、うちは、ようやりませんよと言う市町村もある。じゃ、それ、それ仕方ないやないか。努力してやらないかんけども、だけど、受け入れる市町村もあるんやから。それはそれで、県が主体で主宰や。主体的にね。県が実施主体となって、各市町村にお願いする。君らは、金も要るんやから、君らが金出したらいい。しかし、やるかやらんかは君らが決めることや。実際具体的に調査するのは、市町村やから。何も努力ったって、難しいことは一つもない。何が難しい。

あのね、実態調査って、今聞いたら2年前に意識調査やられたわけでしょ。その意識調査をやった結果、県民がどんな意識を持つてるとわかったわけですよ。それに基づいてさ、部落はどんな生活をしているかなあ、と。で、その実態調査のね。聞いてないって、これは93年に、政府がやりましたが。その項目でいいです。そして、それ以外に、その地域によって、あの、要望も違いますから、地域の特徴、あの、特徴的な項目を入れやですね、これでもうクリアーしてますがな。だから、1993年の実態調査をイメージしりゃあですね、その前に、2年前に意識調査をやられたということを知ったから、それを受けとめながらですね、どういう実態があるかど。冒頭、その顧問の方も言ってましたがね、あの、アイビーリックなんてご存知ですか。アイビーリックの事件。2年前の事件。今日的なインターネットの事件がございますがね。差別がアイビーリックはね、アイビーリックの事件ってご存知ないですか？

中西課長

まことに申し訳ございません。ちょっと初めて聞きましたが。

ああ。部落地名総監はご存知ですか？

中西課長

え？

部落地名総監という事件。

中西課長

それは聞いております。

吉田中央財務委員長

それは1975年ですね。今から3年前にね、アイビーリックという事件が起きたんですよ。大阪の。これは、同和担当ですか、あなたは？ 答えてるあなたは、同和担当ですか？

中西課長

はい。同和の仕事も私の所管となっております。

[REDACTED]
今年なられたばかりですか？

中西課長

はい。そうでございます。

[REDACTED]
前の方は？ ここにみえてない？

中西課長

前の、前任者は代わっておりまして、別の部署に居りますので、きょうは、

[REDACTED]
そこには前からずっと継続している同和担当、みえるんですか？

齊藤室長

私です。

[REDACTED]
アイビーリック、ご存知ですか？

齊藤室長

知りません。

[REDACTED]
え？

齊藤室長

不勉強で申し訳ありません。

[REDACTED]
それはね、困るよ。部落差別の本質ですよ、これ。部落知名総監はご存知。部落地名総監の事件はね、全国で260社ちょっと。アイビーリックはね、1200社。でも、おそらく私は、株主のね、株主欄パーツと開いて目をつぶって押せばね、10回のうち2、3回ははまるような、

中身ですよ。そのくらいの企業がアイビーリックに契約して、何百億という金を払ってまんがな。そういう事件です。かつて部落地名総監は、部落民を暴くためのものだった。今度のアイビーリックは、もう発展したんです。われわれが、統計や数学の差別が存在するとかね、拡大再生産してるってことを言ってますが、残念ながらこのアイビーリックの事件は、それを具体化したんです。だから、部落の場合だったら、ね、部長ね、この事件を知ってってもらわね、先ほど言った、シャーンと、実態調査できませんと言いますよ。この深刻な事件を、やっぱり、受け止めなあかん。自分のように。そうすると、そんな回答できませんよ。あのね、部長ね、いいですか、このアイビーリックというのは、求職する時に履歴書出しますでしょ、皆さん。履歴書を出したら、その会社は、契約1200社の会社は、その履歴書をですね、興信所、アイビーという、と、リックという探偵社、これはもう同じ会社ですからアイビーリックと言っておるんですけど、パーツとファックスで送るねん、履歴書を。履歴書をですよ。で、この履歴書に基づいて身元調査をするねん。で、部落の場合は、途中で米印書いてね、履歴書に、調査不能と書いてパーンと会社に知らせるんですよ。どうですか、福井県の採用試験。私は希望して履歴書出した。ま、県はやりませんよ。仮にやったとしてですよ。調査不能の人間、採用しますか？ どうですか？ 私が履歴書を出して、探偵社が調査不能。私の住所、一所懸命書きますよ。履歴書ですが、わかりやすく。それが、調査不能と報告出されたら、採用しますか？ そういう事件です。だから、部落民は完全に排除ですよ。これが3年前の話なんですよ。[REDACTED]ですけど、53社、この会社で契約しています。ある企業がね、1億2千万円払ってますよ。過去、何年間にわたって。何にもありませんよ、契約書も。ところが調査だけしてます。こういう事件です。1億2千万だぜ。我々、[REDACTED]に交渉に行った。証拠も何にもない。この1億2千万の経費は、税法上で言うと、どういう性格に入るのか答えろ、と。最終的には本省と聞いて、だから、使途不明金で扱うって言ったわ。それでも、使途不明金の中上くらいにしとけって言ってやったんだけどね。これは、憲法違反じゃないが。こういう事件です。だから、部落差別はなぜ存在するかというどね、社会が理不尽にも、まだこんなことやってますよ。まだ、こんなことを。これとか、もう一つは、部落地名総監は部落でした。[REDACTED]ね、ある労働組合の東海地方の委員長をやった。この息子さん、この人も、この子も、何回試験を受けても受からない。これ、今のアイビーリックの履歴書や。計画性はあって思慮深くて、行動性がある、と。これ、探偵社がそうやって書いてるんね。履歴書に。そんなら○でしょ。行動性があって計画性があって、思慮、考え深い。満点なんです。しかし、お父さんが労働組合の専従で、あの当時だと社会党や。社会党の本を読んどる。思想注意。こんで終わりなん。思想の思という字を書いて、注意。で、不採用ですよ。こういう事件ですよ。こんなこと許していかんでしょう。先ほどの国連の10年とか何か言ってますがね。これはもちろん大事ですが、この現実を知ってほしいということですよ。同和対策、何をやってきたんですか。うちの新聞、読んでる？ うちの新聞。うちの新聞、どんどん書いてますよ。このことを。だから、それを<不明> 調査、考えてやってくださいよ。

[REDACTED]
ま、とにかくね、

〇〇

ひどい

実態調査について、県が主体でやると、ね、いうことを検討してほしい。

アイビーリック、勉強してください。

司会

えーと、あと6番、7番、8番、9番と残っていますが、ここで、ちょっと、あの、もう、終わらせていただきたいと思います。えーっと、総括のほうで、
お願いします。

きょうは、はじめて参加させてもらってたんですけど、県の方、関係の方、大変御苦労さんです。また、地元の皆さん、たいへんご苦労さんです。私もきょう、あの、個人的なことですけど、朝、
から6時53分で、
へ帰ってきて、
から距離にしたら
まっしかないんですけどね、約2時間かかって出てきて、来たんです。きょう、どんな、こう、あれがあるんかなというふうに期待を持ってきました。で、まあ、今、県連の
の方から冒頭に、まあ、我々の交渉、県の方は懇談会、まあ、そういった位置付けをしているけれども、そんなことはどっちでもいい、中身が大事やということを冒頭に言われておりました。そして、きょう、何点かの要求項目があり、それに答えていただき、回答貰っているわけですけども、特に今、実態調査ということで、差別の実態ということが大きく取り上げられて、いろいろとお話をされました。それで、まあ、法が失効したということに、ややもしたら今もう、同和行政は終わったんやと、差別がなくなったんやというような風潮がある中で、こうした福井県で、こういうな交渉っていうんですか、持たれるということは、県にそれだけのまだ、同和問題を解決していくと、そうした差別の実態があるということの理解の中で、こういう場を持たれた。特に、福井県の、いろんな、僕も、人権課のことはあまり知りませんけれども、日本海に面してですね、
い
うのは、僕は
出身なんですけども、
近い。福井県から言ったら、だいぶ距離ありますわね。県外から、きょう皆さん方来られたと思うんですけども。で、<不明> 今、僕も、孫ができていますんですけども、僕の、子どもの見栄張って、親として見栄張って結婚式をやって、約250人くらい、ま、
市内のホテルでしました。その時に、まあ、普通だいたい、男と女ちゅうのは、男女共同参画ということ、あれなんですけども、私の方から、250人の内で、245人くらい。相手の方から、息子の嫁の方から来てしたのは5人だけ、来ていただきました。それはやっぱり、差別の実態ちゅうんかね、とにかく向こうの方から、結婚式上げたら、もうあとはどうなってもかまへんからということで、腹括ってますということで、それまでは絶対わからんように、ということにしたいということで、まあ、250人对5いうたら、何分の一になるんかね。そういった比率になります。で、私のことばかり何か言うと、私も、もう還暦ちょっと過んでおるんですけども、いまから約30何年前にね、この、
でね、この
から
へ
かけてね、冬の雪のあるときやとか、何回かここへ来たことがあるんです。きょうも、まあ、
から回って来ましたが、この辺のこと、わりに地理的なことは知りませんが、知ってるんです。まあ、そういったときに、私も、まだそのときは運動に参加してなかったんで、部落やとかそれほど気がつきませんでしたけれども、要するに、そのときに、
の表現をしておりますけれども、あるところで仕事をした時に、ここでやっといったら気をつけてやってください、と。気をつけてやってくれと、仕事をやるのに。何で気をつけてやってくれ言うんかな、というふうに思ってたんですけども、あとで何年かして、何年かして、ま、あとで、部落があつて、そこを注意してくれというふうに言われた。今ここへ来て、あ、そんなことあったなあというふうな思い出しをしております。ま、そういった意味で、きょう、限られた時間の中で、きょういろいろとお話をさせてもらい、やり

とりをしますけれども、県の、県連の我々の仲間等から、ずっと切実に訴え、いろんな、そういった意味で、もうちょっと僕は、県の主宰で、県が一所懸命やってるということで、県下の各市町村がですね、こりゃあ、やらないかなというのが、何か見ていると、先ほどの[]に関してもですね、[]がやってるというふうな、我々中央から来ている者からもいろいろありましたけれども、もうちょっと県が、一所懸命、本当になって、やってくれてるというものを、きょう僕はまあ、帰りにね、〈不明〉 帰るんですけども、帰りの運転するとき車のハンドルが、軽くじゃないとは言いませんけれども、まあ、鼻歌でも歌って帰れるんかなあという思いで来たんですけども、ちょっとなんかこう、むなしいような感じで、きょう帰るんじゃないかというふうに思うんです。まあ、こういった意味で、一応、今、厳しい状況になると思うんですけども、中身の問題というよりも、これから県の姿勢として皆様方ががんばっていただくことを改めてお願いをして、まとめということになりませんが、あの、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

司会

どうも、ありがとうございました。続きまして県連の挨拶を[]お願ひいたします。

[]
僭越ですが、一言御礼とお願ひを申し上げます。本日は大変、梅田部長をはじめ職員の皆さん方、特に、部署についていなさる皆さん方は、大勢ご出席賜りまして、本当に熱心に同盟の要望、要求に対する、回答を含めて、お答え願ってありがとうございました。学習を深めていただいたと思います。特にあの、前列の回答をしていただいたお方以外に、まったく一言も話をしてもらわない人が大部分でしたが、えー、これだけ大勢の人が、回答をした者が責任者だという考えでなしに、皆さんが連帯の、あの、知事の、県行政のルールでしっかりこれからとらまえていかなあかん方々ばかりですので、あの、自分の問題としてしっかりお踏まえになっていただくように、また、後ほど県へお帰りになって、自治研も含めて、学習をしっかりといただいて、県政のルールにしっかりとらまえていただきたいということをお願ひしておきます。で、本当に、大変ご苦勞様でした。若干、1、2点だけ、あの、総括的に強調をしたい点を申し上げておきます。いま、あの、部落解放同盟の中央の方からも、執行部の責任ある、あるいは実際に執行委員として全国の同和問題を仕切って、取り組んでいなさる指導者の方々から、いろいろアドバイスも受けまして、本当にきょうはどうも、ご苦勞様でございました。ありがとうございました。で、あの、要求項目の中ですね、まず1点目は、1項と2項について、この1項は国の法律に基づくものである。で、2項は、国連の議決により採択されたものである、ということは言えるかと思うわけですが、この1項は法律がなくなる限り、国内法として存続をいたします。これは、もう論を待たないと思うんです。で、人権教育のための国連10年は、10年たてばその効力を失うということで、先ほどから論議をされているように、昭和16年まで、有期限になっておりますが、福井県の場合、1と2の要望を一つの計画にまとめていなさるのは、現実なんです、その目的を達成できるように、最善の、最善の努力をされたい、ということをお願ひしておきます。それから、次に、2点目としまして、3項、4項については、すべての人々を差別から解放することを願って要求しているものでありまして、部落解放だけのために要求しているものではない。これは、うちの[]冒頭の挨拶を通じて、中身の中で皆さん、同盟の諸君が申し上げておるとおりでございまして、法律や条例はすべての人々に恩恵があることをしっかりと、福井県

内の各行政、各県民に対してですね、PRを怠らないようにしっかりとルールの上でとらまえていただきたい。3点目に、部落差別の実態調査は、今、だいたい議論をされておりましたけれども、実施の方向でしっかりととらまえていただきたい。そして、進めていただきたい。今日的な差別は、何回も言うんではないけれども、差別の実態から学び取った、そこから解放の展望は開けてくるんだ、いうことをしっかりと念頭に持って、あの、お取組みを願いたい。いうふうに思います。特に、ソフト面の教育や啓発について、最も大事なことでありますので、その処にあたる方々をはじめ、学校教育、社会教育の場を通じてしっかりとお取組みになって、年々ね、この話し合い、懇談会の場で、こういうふうにして実績の中で、このように残っている、ここまで前進をしている、いうことも具体的に明らかにできるように、ひとつ、あの、次回からはやっていただくことを要望いたします。え、本当に、あの、まとまりが、ちょっと悪かったかもわかりませんが、あの、要望を兼ねて一つお願いをして、本日の閉会としたいと思います。本当にどうも、ありがとうございました。

司会

どうもありがとうございました。えーと、福井県代表として川波嶺南振興局長、お願いします。

川波嶺南振興局長

本日は、長時間にわたり、大変熱心に多くのご意見を賜りまして、まことにありがとうございました。今回回答させていただきました点には、まだまだご不満な点もあったかと思えますけれども、本日いただきましたご意見につきましては、私ども、真摯に受け止めまして、県民一人ひとりが同和問題を自分の問題として捉え、差別のない社会が実現するよう、なおいっそう努力を重ねてまいりたいと考えております。今後とも、ご協力いただきますようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

司会

どうもありがとうございました。

県ならびに中央委員の皆さん、支部員の皆さん、きょうは忙しいところ来ていただきまして、どうもありがとうございました。

部落解放同盟との懇談会出席者名簿（県関係者）

（平成15年8月27日）

所	属	職	氏名
県民生活部		企画幹	石田裕了
	男女参画・県民活動課	課長 主任	畑中定衛 宮塚和彦
福祉環境部		部長	梅田幸重
	地域福祉課	課長	中西雅夫
		同和对策室長	齊藤庄二
		総括主任	東野善和
		企画主査	斉藤彰三
産業労働部		企画幹	坪田雅一
	労働政策課	雇用創出推進室長 総括主任 企画主査	高間勇人 山内正明 大熊明
農林水産部		企画幹	杉本友行
	農林水産振興課	参事	山田正美
土木部		企画幹	佐々木常雄
嶺南振興局		局長	川波清一
		次長	荻原健
		技幹	多田与治正
		若狭県民サービス室長	樋口治華次
		農業普及部長	湯浅佳織
		林業水産部長	渡辺一夫
		農村整備部長	中島佐一
		企画参事	吉岡栄雄
		総括主任	小間正一
		若狭健康福祉センター	中島正昭
小浜土木事務所		所長	三田村一豊
		次長	前川治一
		次長	坪田秀隆
教育庁		次長	大橋直之
	生涯学習課	課長 主任	小寺英樹 大谷甚蔵
	学校教育振興課	課長	赤澤孝
	高校教育課	課長 主任	松田通彦 出村久仁男
	義務教育課	課長 主任	加藤良子 田邊重正
	嶺南教育事務所	所長	上原道雄